

# ヤンマーまごころ 保険

「ヤンマー除雪機・融雪機  
施設所有(管理)者賠償責任保険」  
ご説明のしおり

この保険はヤンマー(株)が保険契約者となり、保険料を負担しております。

\* - \*

## 除雪機・融雪機の使用

- ・誤って他人にケガをさせたら…
- ・他人の物をこわしてしまったら…



そんなとき  
**まごころ保険**が  
お役に立ちます

操作に安全を  
暮らしにまごころを  
お届けします



この保険は保険期間中、ご購入者が除雪機・融雪機使用中に起こした事故により、購入者が第三者に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します

## ◆ お支払いの対象となる事故例

- 除雪・融雪作業中、操作を誤って他人にぶつけてケガをさせた
  - 除雪・融雪作業中、操作を誤って他人の物をこわしてしまった
  - 除雪・融雪作業中、雪を飛ばして通行人にケガをさせた
  - 除雪・融雪作業中、雪を飛ばして通行中の車の窓ガラスを割ってしまった
- 等

## ◆ 支払限度額・免責金額

身体障害 (支払限度額)	1事故・1名 <b>1億円</b> (免責金額なし)
財物損壊 (支払限度額)	1事故 <b>2,000万円</b> (免責金額なし)

## ◆ 補償対象期間

ご購入日から1年間

## ◆ お支払いの対象となる損害

- ① 損害賠償金…法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
- ② 損害防止費用…事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ 権利保全行使費用…発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
- ④ 緊急措置費用…事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
- ⑤ 協力費用…当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用
- ⑥ 争訟費用…損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

## ◆ 対象となる除雪機・融雪機

今シーズン購入されたヤンマー除雪機・融雪機(新品機)

中古及びリース・レンタルは除く。又ナンバー登録されている除雪機(乗用及びトラクタ用)も除かれますので自動車保険にご加入ください。  
※ヤンマーククレジットサービスのリースは対象となります。(ただし、リース期間の1年目に限ります。)

事業目的で使用しない除雪機・融雪機はこの保険の対象外になります。

## ◆ 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
  - 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
  - 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
  - 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
  - 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
  - 自動車・航空機の所有、使用または管理に起因する損害
  - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任
  - 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
  - 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
  - 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)
  - 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害
- 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

## ●万一起故にあわれたら

### ●事故報告

事故が発生した時は、日時・場所・事故状況を**ヤンマー保険サービス株式会社**へ報告してください。

### ●保険金の請求手続書類

保険金請求のための書類は事故のご連絡をいただいた後に送付させていただきますが、**特に被害状況がわかる事故状況の「写真」はあらかじめご手配ください。**

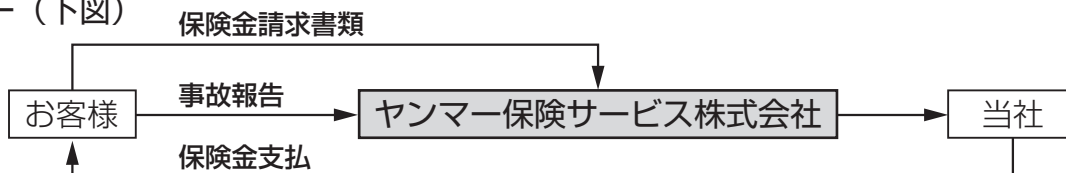
(事故内容によっては当社より立会いに参ります。)

### ●賠償事故の場合に被害者と示談を行う場合には、示談内容・金額等につきあらかじめ当社（ヤンマー保険サービス株式会社経由）にご相談ください。

### ●示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようにご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

### ●事務手続きフロー（下図）



## 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、当社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS & A Dインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

#### ①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

#### ②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

#### ○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

#### ○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。また、ご不明な点については代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(代理店・扱者)

### ヤンマー保険サービス株式会社

〒530-0014 大阪市北区鶴野町1-9 梅田ゲートタワー5F  
TEL.06(6376)6275(代表) FAX.06(6376)0687

(引受保険会社)

### 三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第四部第一課

〒540-8677 大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル  
TEL.06(6233)1504